

岩手県告示第 336 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 4 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市大沢川原三丁目地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成 20 年 3 月 18 日から平成 20 年 3 月 30 日まで
- （3） 公共測量を実施する種類 公共測量（街区基準点復旧測量）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市前九年二丁目地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成 20 年 3 月 21 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- （3） 公共測量を実施する種類 公共測量（街区基準点復旧測量）